

# 第7回丹波市上下水道事業運営審議会

## 議 事 録

令和8年2月26日(木)  
春日庁舎3階 301会議室

1 開会日時 令和8年2月26日(木) 午後1時30分 開会

2 開催場所 春日庁舎3階 301 会議室

3 出席者 (委員)

笹川一太郎 委員、野垣 克巳 委員

内堀 恭子 委員、國光はるみ 委員

吉見 温美 委員、関下 弘樹 委員

荻野隆太郎 委員、神成 徹 委員

委員 8名

4 傍聴者 なし

5 事務局 内堀日出男 上下水道部長、村上 健 下水道課長  
荒木 敏明 水道課長、森津 和之 水道課副課長  
矢持 竜児 下水道課経理係長、玉水 秀和 下水道課工務係長  
池上 大樹 水道課施設係長、間島 智恵 水道課経理係長  
藤井 大 主査、西山美由紀 主査

事務局 10名

6 会議に付した議題及び案件とその内容

次 第 1 開会

次 第 2 会長あいさつ

次 第 3 資格審査報告

次 第 4 議事録署名人選出

次 第 5 協議

(1)丹波市下水道事業における受益者負担金・分担金制度の  
あり方について

(2)「たんば水ビジョン 2055」について

次 第 6 その他

次 第 7 閉会

7 議事の経過

**1 開会**

(事務局)

ただいまから、第7回の丹波市上下水道事業運営審議会を開会いたします。

委員の皆様には大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

**2 副会長あいさつ**

(事務局)

それでは、本日は会長が欠席されておりますので、副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(副 会 長)

今日は、第7回の審議会を開催しましたところ、委員の皆様にはお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。今日は、会長が欠席されておりますので、私が進行を務めさせていただきます。

現在、イタリア・ミラノで冬季オリンピックが開催されております。お昼のニュースでも報じられておりましたが、チーム・ジャパンの強さ、若い方々の力はすごいなと感動いたしました。特に、「りくりゅうペア」の逆転劇には、目頭が熱くなりました。

一方で、各地で雨が降らず、水不足になっているといったニュースも報じられておりました。通常であれば、水が流れている川が、水不足で散歩道になっている映像も流れておりました。昨日恵みの雨が降りましたが、状況が好転するほどは降りませんでしたね。

さて、本日の審議会では、いよいよ新水道ビジョンの具体的な中身について審議していただく予定としております。それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴し、より良い方向性を見出してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### 3 資格審査報告

(事 務 局)

ありがとうございました。

それでは、ここからは副会長に議事の進行をお願いいたします。

(副 会 長)

それでは、次第3 事務局から資格審査報告をお願いします。

(事 務 局)

本審議会の委員数は9名でございます。今日は8名で、過半数以上出席いただいております。よって、条例第6条の規定により、本審議会が成立することをご報告いたします。

### 4 議事録署名人選出

(副 会 長)

続きまして、次第4 本日の議事録作成のため、私から議事録署名人を指名させていただきます。

吉見委員、荻野委員に議事録署名人をお願いします。お二人には、後日、事務局において議事録が作成されましたら、内容を確認いただき、署名をお願いいたします。

### 5 協 議

(副 会 長)

それでは、さっそく協議に移ります。

協議1.「受益者負担金・分担金のあり方について」、事務局から説明をお願いします。

－ 資料により説明 －

(副会長)

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありましたが、区域外の受益者負担を「加入負担金」とし、その金額は工事負担金額と同額とするといった提案がありました。

委員のみなさんにご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は手を挙げて発言してください。

(委員)

区域外とは浄化槽区域のことでしょうか。具体的にご説明をお願いします。

(事務局)

浄化槽は、市内では青垣地域など、浄化槽推進区域があります。

区域外とは浄化槽区域といったことではなく、公共・特環については、国の認可を受けて区域を設定しているため、その設定された区域以外を区域外と言います。農集・コミプラは認可制度ではないため、本管が前面道路に通っていれば区域内、通っていなければ区域外とみなしています。

(委員)

現状、区域外流入はないと考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

区域外流入はあります。その時の工事費は自己負担ですが、補助金制度があります。

(委員)

「加入負担金」といった名称が非常にわかりにくいので、「区域外流入負担金」など、もう少しわかりやすい名称にした方がよいかと思います。

(副会長)

事務局は今の委員の意見に対してどうですか。

(事務局)

「工事負担金」としては扱えないため、名称は区域内と区域外で変えなければなりませんが、委員が言われた「区域外流入負担金」という名称の方が市民にとってわかりやすいといったことであれば、変更することは可能です。

(委員)

青垣地域は浄化槽区域ということですが、今後も浄化槽でしょうか。下水道接続の要望はないのでしょうか。

(事務局)

以前はそういったご意見もあったとお聞きしていますが、家屋が分散しているため、事業の費用対効果を考えると、下水道への接続は困難であると考えます。

(事務局)

下水道事業は非常に費用がかかるため、現在は下水道から浄化槽に転換するという動きも全国的に出始めています。以前に比べ、浄化槽も性能が良くなってきているということもあります。

(委 員)

持続可能な都市構造として、国も「コンパクトシティ」を推進しています。都市部と違い人口減少が進む田舎では、下水道事業も企業会計として将来維持していくのは困難かと思えます。浄化槽への切り替えも考えていかなければならないと思えます。

(事 務 局)

将来的にはそういったことも検討していく必要があるかと思えますが、耐用年数が経過するまでは今ある資産を最大限に活用したいと考えています。

(副 会 長)

大体意見が出尽くしたようです。

それでは、「区域外の受益者負担を『加入負担金』とし、その金額は工事負担金と同額とする」ということでご異議ございませんか。

(委員全員)

異議なし。

(副 会 長)

異議がないようですので、事務局はこの方向で進めてください。

ただし、委員の意見にもありましたが、「加入負担金」という名称について、事務局で検討してください。

それでは続いて、事務局から「補助金制度について」説明してください。

— 資料により説明 —

(副 会 長)

ありがとうございました。

ただいま説明がありました内容について、ご意見・ご質問等ございますか。ご質問のある方は手を挙げて発言してください。

(委 員)

今説明があったように、丹波市の下水道接続率は横ばい状態であり、ほとんどが接続していますから、廃止で異議ありません。

(委 員)

区域外の方の意向はどうなのか。それを集約していないし、どのような意見があるかも把握していない。その辺りはどのように考えていますか。

(事 務 局)

この補助金制度は、「接続する時」に補助する制度です。代表的な例として、家を新築する時です。そのため、既に住まわれている方のご意見を反映させるというのは趣旨が異なるかと思えます。それを市は把握もしていませんし、知る術も持ち合わせておりません。家を新築し、接続する方のご意見を聞くべきかとは思いますが、その方法がないというのが現状です。そういった中、接続率の状況などから、目的は達成されたのではないかと判断しました。

(委 員)

確かに難しいことだと思います。個人的なことは仕方ないですが、自治会そのものが加入したいという意向があるのかどうかといったことが気になります。

(事 務 局)

先ほど青垣地域の今後はどうなるのかといったご意見がございましたが、下水道に接続した方が費用がかからないとか維持管理が楽になるといったことはございません。接続しないからといって、市民に不利益になるといったことはございません。

(委 員)

区域外の自治会や団体が、こういった補助制度があるといったことはご存じなのでしょうか。

(事 務 局)

自治会補助の一覧は市民活動課で自治会に周知していますが、今回の制度は個人に対する補助なので、自治会に対しての周知はしていません。

ただし、設備業者に対して説明会を設けて事務手続きなど説明していますので、実際、家などを新築される際には設備業者から施主に制度の声掛けはされていると思われま

(副 会 長)

資料に「補助の目的を達成したため」とありますが、目的は達成されたということですね。

(事 務 局)

説明にもあったように、補助制度の目的が水洗化の促進や公衆衛生の向上ですが、ほとんどの家庭や事業所が接続している状況ですので、補助制度の目的は達成されたと判断してよいかと思います。

丹波市の接続率は約 98 パーセントですので、100 パーセントではないではないかといったご意見もあろうかと思いますが、未接続の数パーセントは、例えば高齢者のお一人暮らしであったり、あえて費用をかけて下水道への接続を希望されない方と思われま

(副 会 長)

意見が出尽くしたようですので、「公共ます等設置事業補助金制度は、令和9年3月 31 日をもって廃止する」ということでご異議ございませんか。

(委員全員)

異議なし。

(副 会 長)

異議がないようですので、事務局はこの方向で進めてください。

(委 員)

先ほどの説明された資料の中の「将来的な物価変動等に応じた負担金額の見直し(案)」について、質問です。

見直しについては、自動的に金額を変更することはしない、また、毎年工事費の平均を算定して 10 パーセント乖離した段階で諮問するといったことですね。

(事務局)

そうです。

今審議会で、負担金額 39 万 2 千円といった結論が出ておりますので、この金額から 10 パーセント、大体 4 万円ほど乖離した時点で審議会にお諮りしますので、金額を見直すのか、見直すとすればいくりにするのかをご審議いただきます。

(委員)

仮に物価が 2 パーセントずつ上がると 5 年で 10 パーセントを超えます。その時、審議会を設けるということですか。

(事務局)

そうです。あくまでも 10 パーセントの乖離が生じた時に審議をスタートしていただくのであって、10 パーセントの乖離が生じたため、負担金額も 10 パーセント上げたり下げたりするといったことではございません。金額を見直す必要があるとなった場合は、いくりにするのかを審議いただけたらと思います。

(委員)

もう一つ、このことは条例にはしないとのことですが、どういった意味合いでしょうか。

(事務局)

まず、受益者負担金は条例により定まっています。条例によって定まっているものを、自動的に更新すると条例に記すというのは、将来負担まで決めていくこととなります。不確定な要素ですので、条例で縛りを設けるものではないと考えます。そのため、条例には定めず内部のルールとして決めておいて、審議会において是か非かを決めていただくものとしています。

(委員)

自動的に金額を見直すようなシステムを条例に記すことが困難であることはわかりますが、10 パーセントの乖離が生じた時点で審議会に諮るといったことは条例に定めてもよいのではないのでしょうか。

(事務局)

負担金額は条例で定まりますが、条例で定まっている金額の変更方法は、審議会に諮って変更するということになるわけです。そのような不安定要素を、条例で定めてしまうことは適さないと思います。

受益者負担金に関することは、この審議会で審議する事項として決まっています。そのため、金額の見直しについても必ず諮問して審議していただき、その後市が決定して条例に定めるということになります。そのステップは踏んでいきます。

(副会長)

よろしいですか。

他にご意見、ご質問はございませんか。ないようでしたら、下水道課はここまでとなりますが、下水道事業に関する事で何か質問等ございますか。

(事務局)

最後に確認させていただきます。

物価変動に応じた負担金額の見直しについては、現在決まっている金額を基準として 10 パーセントの乖離が生じた時点で諮問をし、審議いただきます。

次に、区域外流入の受益者負担については、区域外の受益者負担を「加入負担金」とする。また、その金額は工事負担金額と同額とする。ただし、この「加入負担金」という名称については、もう少し市民にわかりやすい名称に改めたいと思いますので、次回お示しします。

最後に、公共ます等設置事業補助金については、令和9年3月 31 日をもって廃止いたします。

この三点について確認させていただきますが、よろしいでしょうか。

(委員全員)

異議なし。

(副会長)

それでは、下水道課はここまでとなりますので、退席していただいて結構です。

では、一旦ここで休憩をはさみます。再開は 15 時 5 分とします。

— 休憩 —

## 5 協 議

(副会長)

それでは、協議2.「たんば水ビジョン 2055」について、事務局から説明をお願いします。

— 資料により説明 —

(副会長)

ありがとうございました。

今事務局の方から、前回の水道ビジョンの素案に関する審議を受け、修正箇所について説明がありました。

これについてご意見のある方は手を挙げて発言してください。

(委員)

資料2-1の③について、前回夏季の高温は漏水につながるか、論文等そういった情報はあるのかとの質問に「ない」とのことでしたね。資料2-2の 15 ページ下部に、夏季に漏水が多発する原因として「地中の温度変化により配管が膨張するから」とありますが、何度の差があるのでしょうか。

(事務局)

そこまではデータとして取れてはおりません。

(委 員)

根拠なしに説明があるのは問題ではないでしょうか。

また、「夏季の高温期に電気設備が故障したり」とありますが、この電気設備と高温の関係もよくわかりません。

曖昧のまま、これが正しいように説明されていて、結論に至るまでの根拠が薄いと感じます。15 ページのグラフで、修繕件数と気温の比較がされていますが、たまたまこのカーブが似ているので納得してしまいますが、本当はその途中で明確な理由があるはずです。

管が割れるのも不思議というか、割れた管はご覧になりましたか。亀裂というか、縦に割れるのでしょうか。

(事 務 局)

縦割れが多いです。

(委 員)

私のイメージでは、ポリエチレン管は結構伸びると思うので、そんな簡単に割れるのかと思いますし、本来なら、中の水の温度に左右されると思いますが、そういった議論もしていない。ですので、気温上昇が、というのは納得がいきません。

(事 務 局)

夏場に漏水が多発するというのは事実です。これまで現場で立会もしてきた中で申し上げると、夏場アスファルトが 60～70 度ほどの高温になり、熱の影響を受けて管の劣化が激しくなっています。

論文等の根拠はありませんが、現場で確認する中で、夏季に比較的浅い埋設の古いポリエチレン管の劣化が激しいという事実を基にこういった表現をしています。

(委 員)

昔のように塩ビ管であれば、固い配管のため紫外線により劣化しますが、ポリエチレン管は塩ビ管に比べて柔らかく、砂の中で圧力がかかっても柔軟に逃げていくので、私が持ち合わせている知識とこの資料が合わない。

であれば、ポリエチレン管の亀裂の原因をメーカーにも確認し、現状の写真も用いて説明すればよいかと思えます。このままでは、根拠が不足しているように思えます。

(事 務 局)

そうしましたら、この場で根拠をお示しすることは出来かねますので、一度持ち帰らせていただきたいと思えます。

表現方法につきましても検討させていただきたいと思えます。その辺りは、個人的に委員にご相談することもあろうかと思えますが、その際には知恵を貸していただけたらと思えます。

(委 員)

高温も含めた捉え方でよいかと思えます。昔に比べ、質の良い管になっていますので、経年劣化も含め検討いただけたらと思えます。

(副 会 長)

それでは委員からご質問ありましたが、資料2-1の③については、現在示す資料がないとのことですので、後日報告をお願いします。

他にご意見等ございますか。

(委 員)

漏水は、夏場より冬場の凍結が原因となっている認識だったので、資料に夏場の高温が原因となっていると示されていることに驚きました。こういった夏場に漏水が多発するということを防災無線等で発信していただければと思います。

(事 務 局)

漏水には、地上での漏水と地下での漏水の二種類あります。防災無線で発信しているのは、特にむき出しになっている蛇口等、水道管の凍結によって漏水が発生するので予防をしてくださいとお願いしていますが、夏場の漏水の多くは、配水池の水位が低下し、その原因を探ると地中の管に亀裂が入り漏れている、といったことが多いです。これらは、家の中に入っている給水管ではなく、本管の配水管からメーターまでの給水管で漏れることがあるので、防災無線で啓発をしても市民に努力をしてもらう術がありません。そのため、そういった啓発はしません。どちらかと言えば、冬場に保護材を巻いてくださいといったような市民にできる措置を啓発する時に防災無線を使用しています。

(副 会 長)

他にご意見がないようでしたら、事務局から引き続き説明をお願いします。

－ 資料により説明 －

(副 会 長)

ありがとうございました。

資料2-3についての説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございますか。挙手にて発言をお願いします。

(委 員)

整備計画を立てていただいておりますが、事業認可は必要ないのでしょうか。

(事 務 局)

事業認可につきましては、重点施策①「丹波市水道事業の創設」になりますが、中央・山南・市島の3事業を一つに統合するために事業認可を受ける中で、例えば新しい浄水場を建設するといったようなことがあれば事業認可が必要となってきますが、廃止する場合の事業認可は必要ありません。

(委 員)

廃止に係る工事はどうなるのでしょうか。接続する工事は、認可を受けてからになるのでは。

(事 務 局)

事業間の水道管をつなぐといったことに関しては、認可を受けてからになります。

(委 員)

そうですね。資料では令和8年から工事が開始されていますが、スケジュール的には問題ないのでしょうか。

(事務局)

まず令和8年度に始まっているのが、春日－市島間の水道管接続になりますが、接続する前の準備として、今ある水道管の口径を大きくする工事が必要となってきます。来年の夏頃には、3事業を統合するために国の認可を受ける予定となっています。それを受けて条例を改正しますので、このような計画となっています。

(委員)

小規模な配水池をなくして加圧ポンプを設置して送水する方がコスト削減につながるということですね。しかし、配水池があった方が安定した水の供給ができるように思いますが、なくしてしまってもよいのでしょうか。

また、加圧ポンプを使用すると、圧力が変動し、配管にストレスがかかります。先ほどから給水管が弱くなって漏水が増加しているとお話がありましたが、配管にストレスがかかることによって余計漏水が増加するのではないかと思います。

全体的に、コスト削減は重要ですが、安心・安全面を考慮して、山の上の配水池はなるべくなくさないような統合の仕方は考えられないのでしょうか。

もう一つは、母坪浄水場は柏原地域全域に配水していますが、ここを廃止しようとしている。将来的には廃止するが、廃止までの間、現在のタンクをダウンサイジングして新設する、という方が費用はかからないのでしょうか。ろ材の交換で対応できないのでしょうか。

(事務局)

これまでも、ろ材の交換は何度も行ってきましたが、それでは対応できないのが現状です。

(委員)

それはなぜですか。

(事務局)

そもそもこの除鉄装置を設置したのは母坪浄水場が最初で、実験的なところがありました。当初は、その名のとおり鉄のみを除く装置として機能していたので、ろ材の高さも鉄を除くための高さを確保していましたが、原水にはマンガンも含まれていますので、マンガンの処理もできるようになってしまい、目詰まりが発生しました。除マンガン装置の手前でマンガンの処理も行っているため、その劣化が早まっている状況です。ですので、うまく動く設備に更新しようとしています。

(委員)

除鉄は、生物処理ですね。マンガンの処理も生物処理ですか。

(事務局)

いいえ、別の処理としての急速ろ過処理です。

(委員)

更新後も除鉄装置は生物処理になっていますが、それは大丈夫なのでしょうか。

(事務局)

当時の科学的知見が足りずにうまく機能しなかった部分を考慮し、最新の科学的知見に基づいて、除鉄だけではなく除マンガンのろ材の高さ等を考慮して処理することに加え、その後の急速ろ過機との二段処理でうまく機能するよう想定しています。

(委 員)

現在の処理量が 6,600 m<sup>3</sup>となっていますが、元々の設計処理量はどれくらいでしょうか。

(事 務 局)

設計処理量が 6,600 m<sup>3</sup>で、現状が約 4,400 m<sup>3</sup>となっています。柏原地域を賄うのに必要な水量をぎりぎり確保できているという状況です。漏水も加味して余裕を持って 4,400 m<sup>3</sup>です。

(委 員)

予定では、令和 28 年廃止ですよね。

地下水は比較的安定的な供給が見込めるため重要な設備と思いますが、母坪浄水場を廃止することは決定なのでしょうか。

(事 務 局)

地下水でいうと、丹波市の浄水場のほぼ 100%が地下水を利用しています。母坪浄水場は老朽化が進んでおり、今後設備の更新をしても耐用年数は 20 年程度のため、廃止の方向で検討しています。

ただし、実際は設備も 20 年以上機能するかもしれませんし、現状の水需要予測も今後の人口減少を見込んでの予測となっていますので、その通りにならない場合もあります。最短で令和 28 年度に廃止が可能となりますが、そういったことも加味して、その時に廃止するべきか否か検討します。

(委 員)

私の意見をまとめますと、一つは、今の計画では、配水池をなくしていく方向となっていますが、安全面を考慮すると少し問題があるのではないかと。もう一つは、加圧式ポンプは配管にストレスがかかるため、今漏水が多発していますが、しっかり修繕しておかないと将来的に大変なことになる、といったことです。

(副 会 長)

委員の意見に対し、事務局は何かありますか。

(事 務 局)

小規模配水池の廃止については、削減できる施設として挙げている 13 箇所の配水エリアを絶対に廃止していくということではなく、配水池や加圧ポンプ場の耐用年数が経過していないものもありますし、耐用年数を迎えるタイミングに合わせて個別に検討を重ねていきたいと考えています。

(委 員)

小規模の配水池はかなり老朽化を迎えていると思います。加圧ポンプ場も水を溜めてから送るので、加圧ポンプ場になったからといって安全性に欠けるとするのは一概には言えないと思います。

(事 務 局)

現在も鴨阪加圧ポンプ場と乙河内加圧ポンプ場が加圧ポンプ場として機能していますが、流れてきた水をそのまま圧送しているのではなく、水槽に一旦水を受けて、その水を必要に応じて送っており、いわゆる小さな配水池のような施設となっています。加えて、自家発電装置を備えていますので、停電等が生じてても水を送れないといったことはないため、一定の安全性は確保されています。

(委 員)

すべての配水池の水を溜める総量は何トンほどでしょうか。

(事務局)

今手元に詳しい資料を持ち合わせておりませんが、中規模や大規模の配水池については、非常時に備えて1日分溜められるようになっています。

(委員)

仮に1日分の水を溜めておけるとすれば、小規模配水池の廃止後は何日分の水を溜めておけるのでしょうか。あまり変わらないのですか。そういった数値も記載があれば、見ている方も安心すると思います。

(事務局)

廃止後、どれくらいの影響があるのかは検証させていただきます。

前段の修正案では、前回のみなさまのご意見を反映した修正案になっているかと思います。

後段については、特に、小規模配水池を廃止して大丈夫かどうかといったご意見をいただきましたが、安全性をお示しする工夫が必要かと思いますので、表現について修正をし、次回お示ししたいと思います。

(副会長)

それでは、次回修正案を提出していただいて、再度審議をお願いします。

続きまして、「6.その他」ですが、事務局から何かございますか。

(事務局)

事務局からは特にございません。

(副会長)

委員の方から何かございますか。

特にないようですので、本日の審議会はこれで終了します。

忌憚のないご意見をいただき、十分に審議していただけたと思います。

本日はお疲れ様でした。

午後4時20分終了